

鹿屋体育大学附属図書館ラーニング・コモンズ利用要項

令和 4 年 6 月 1 6 日
附 属 図 書 館 長 裁 定
改正 令和 8 年 1 月 5 日

(趣旨)

第 1 この要項は、鹿屋体育大学附属図書館利用規程(昭和 6 1 年規程第 5 号。以下「利用規程」という。)第 1 2 条の規定に基づき、鹿屋体育大学附属図書館ラーニング・コモンズ(以下「コモンズ」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要項において、コモンズとは、NIFS ラコモ及びグループ学習室をいう。

(利用の範囲)

第 3 コモンズの利用は、原則として次の活動に限るものとする。

- (1) 個人又はグループによる学修
- (2) 学習、教育及び研究に関する講演会、説明会等
- (3) 図書館資料及び情報検索活用を目的とした授業等
- (4) 学内関係の会議等
- (5) その他附属図書館長が認めた活動

(利用者の範囲)

第 4 コモンズを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用規程第 2 条第 1 号から第 3 号に定める者
- (2) 利用規程第 2 条第 4 号に定める者(NIFS ラコモの利用に限る。)

(利用時間)

第 5 コモンズの利用時間は、利用規程第 4 条に定める時間とする。

(利用方法)

第 6 コモンズは、原則として自由に利用できるものとする。ただし、利用規程第 2 条第 1 号から第 3 号に定める者に限り、貸切による利用ができるものとし、希望する場合には、第 8 に定める係に事前に申し込むものとする。

2 コモンズに備え付けの机、椅子及び機器類は自由に利用できるものとし、利用後は原状に復帰するものとする。

(禁止事項)

第7 利用者は、係員が指示する事項及びコモンズに掲示する事項を遵守しなければならない。

2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない

- (1) 各種勧誘活動
- (2) 募金活動
- (3) 物品の販売
- (4) 施設内での許可のない掲示
- (5) その他他の利用者に迷惑をかける行為

(事務)

第8 コモンズ利用に関する事務は、国際・学術情報課図書サービス係が行う。

附 則

- 1 この要項は、令和4年6月16日から施行する。
- 2 鹿屋体育大学附属図書館グループ学習室利用要項（平成27年7月10日附属図書館長裁定）は、廃止する。

附 則（令8. 1. 5）

この要項は、令和8年1月5日から施行する。